

第七回国会 衆議院 地方行政委員会 議録第三十四号

昭和二十五年五月一日(月曜日)
午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 中島 守利君

理事生田 和平君 理事大泉 寛三君

理事川西 清君 理事川本 末治君

理事菅家 喜六君 理事野村孝太郎君

理事藤田 義光君 理事久保田鶴松君

理事立花 敏男君 理事大石ヨシエ君

河原伊三郎君 小玉 治行君

清水 逸平君 高橋 英吉君

塚田十一郎君 吉田吉太郎君

龍野喜一郎君 床次 徳二君

大矢 省三君 池田 峯雄君

出席政府委員

全国選挙管理委員会事務局長 吉岡 惠一君

総務府事務官(地方自治行政) 高辻 正巳君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月三十日

委員木村公平君辭任につき、その補欠として龍野喜一郎君が議長の指名で委員に選任された。

五月一日

委員片岡伊三郎君及び高間松吉君辭任につき、その補欠として田中豊君及び吉田吉太郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案(内閣提出第一五八号)(予)

請願

一 飲産税を市町村に移譲の請願(北村徳太郎君紹介)(第二六号)

二 遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第九一七号)

三 同(千賀康治君紹介)(第九二二号)

四 同(内藤隆君紹介)(第九三二号)

五 同(志田義信君紹介)(第九四四号)

六 同(塩田實四郎君紹介)(第九五五号)

七 同(阿左美廣治君紹介)(第九六六号)

八 町村吏員恩給費の負担等に関する法律制定の請願外五件(降旗徳弥君紹介)(第一一〇号)

九 長期入院患者の投票に関する請願(土橋一吉君外二名紹介)(第一六七号)

一〇 同(中原健次君外二名紹介)(第一六八号)

一一 町村吏員の恩給増額に関する請願(降旗徳弥君紹介)(第二〇三三号)

一二 地方議会议事務局の法制化等に関する請願(畠山鶴吉君紹介)(第二三六号)

遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(浦口鉄男君紹介)(第二七五五号)

一四 入場税の軽減に関する請願外三十三件(大野伴陸君紹介)(第二八四四号)

一五 太田市警察吏員の定員増加に関する請願(松井豊吉君紹介)(第三〇六号)

一六 高槻市警察吏員の定員増加に関する請願(井上良二君紹介)(第三七八号)

一七 長期入院患者の投票に関する請願(中原健次君外五名紹介)(第三八七号)

一八 自治体警察制度改善に関する請願(塩田實四郎君紹介)(第四五一号)

一九 地方行政の確立並びに地方財政の強化に関する請願(吉米地英俊君外一名紹介)(第五四七号)

二〇 旅館における遊興飲食税の賦課方法適正化若しくは撤廃の請願(前田正男君外二名紹介)(第五五六号)

二一 公衆浴場営業者に対する徴税免除の請願(井出一太郎君紹介)(第六四二二号)

二二 自治体警察における市町村長の権限に関する請願(河本敏夫君紹介)(第六六六号)

二四 入場税の軽減に関する請願(大野伴陸君紹介)(第六九八九号)

二五 同(大野伴陸君紹介)(第七〇九号)

二六 新聞販賣業者に対する附加価値税免除の請願(川本末治君紹介)(第七一八号)

二七 公衆浴場営業者に対する附加価値税種別変更の請願(志田義信君紹介)(第七一九号)

二八 町村役場職員の給与改善に関する請願(上村進君外一名紹介)(第七三四号)

二九 地方税制度改正に関する請願(小柴柳多君紹介)(第七六九号)

三〇 理髮業者に対する課税軽減の請願(田島ひで君紹介)(第七九〇号)

三一 町村吏員恩給費の負担等に関する法律制定の請願(松本六太郎君紹介)(第八〇一号)

三二 入場税軽減の早期実施に関する請願(野村孝太郎君紹介)(第八〇七号)

三三 木材引取税を市町村に移譲の請願(石田博英君紹介)(第八一三三号)

・三三 遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(河本敏夫君紹介)(第六八九号)

三四 特別都市計画事業の地元負担金に起債認可の請願(江崎真澄君紹介)(第八三八号)

三五 地方議会议事務局の法制化促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四一号)

三六 自治体警察吏員の恩給及び退職手当に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四二二号)

三七 自治体警察における国家的警備経費全額国庫負担の請願(江崎真澄君紹介)(第八四三三号)

三八 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(江崎真澄君紹介)(第八四六号)

三九 遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四九号)

四〇 同(塩田實四郎君紹介)(第八五〇号)

四一 飲産税を市町村に移譲の請願(塩田實四郎君紹介)(第八五二二号)

四二 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(大矢省三君紹介)(第八九九号)

四三 土地及び家屋の税制改革に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第九〇一号)

四四 特別都市計画事業の地元負担金に起債認可の請願(江崎真澄君紹介)(第八三八号)

四五 地方議会议事務局の法制化促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四一号)

四六 自治体警察吏員の恩給及び退職手当に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四二二号)

四七 自治体警察における国家的警備経費全額国庫負担の請願(江崎真澄君紹介)(第八四三三号)

四八 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(江崎真澄君紹介)(第八四六号)

四九 遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四九号)

五〇 同(塩田實四郎君紹介)(第八五〇号)

五一 飲産税を市町村に移譲の請願(塩田實四郎君紹介)(第八五二二号)

五二 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(大矢省三君紹介)(第八九九号)

五三 土地及び家屋の税制改革に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第九〇一号)

五四 特別都市計画事業の地元負担金に起債認可の請願(江崎真澄君紹介)(第八三八号)

五五 地方議会议事務局の法制化促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四一号)

五六 自治体警察吏員の恩給及び退職手当に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四二二号)

五七 自治体警察における国家的警備経費全額国庫負担の請願(江崎真澄君紹介)(第八四三三号)

五八 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(江崎真澄君紹介)(第八四六号)

五九 遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四九号)

六〇 同(塩田實四郎君紹介)(第八五〇号)

六一 飲産税を市町村に移譲の請願(塩田實四郎君紹介)(第八五二二号)

六二 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(大矢省三君紹介)(第八九九号)

六三 土地及び家屋の税制改革に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第九〇一号)

六四 特別都市計画事業の地元負担金に起債認可の請願(江崎真澄君紹介)(第八三八号)

六五 地方議会议事務局の法制化促進に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四一号)

六六 自治体警察吏員の恩給及び退職手当に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四二二号)

六七 自治体警察における国家的警備経費全額国庫負担の請願(江崎真澄君紹介)(第八四三三号)

六八 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(江崎真澄君紹介)(第八四六号)

六九 遊興飲食税の税率引下げ並びに免稅額設定に関する請願(江崎真澄君紹介)(第八四九号)

七〇 同(塩田實四郎君紹介)(第八五〇号)

七一 飲産税を市町村に移譲の請願(塩田實四郎君紹介)(第八五二二号)

七二 住民税所得割の徴收制度改善並びに電気ガス税を市町村に移譲の請願(大矢省三君紹介)(第八九九号)

一四	同外一件(米窪満亮君紹介)(第一五九二号)	一三八	同外一件(大矢省三君紹介)(第一七六九号)	一四五	道路交通取締法及び同施行令の一部改正に関する請願(橋直治君外一名紹介)(第一八六六号)	一七三	大都市自治体警察の財源強化に関する請願(有田二郎君紹介)(第二一七四号)
一五	同外二件(小野孝君紹介)(第一五九三号)	一二九	同(門司亮君紹介)(第一八〇七号)	一四六	都営高輪アパート居住者に対する地租及び家屋税免除に関する請願(野坂参三君外一名紹介)(第一八八三号)	一七四	自動車運送業者に対する地方税軽減に関する請願(玉置信一君外一名紹介)(第二二〇七号)
一六	同(黒田壽男君紹介)(第一六五五号)	一三〇	同(小林信一君紹介)(第一八二六号)	一四七	高山市等に対する地方財政平衡交付金算定に関する請願(岡村利右衛門君紹介)(第一八九〇号)	一七五	芸術舞踊に対する入場税を四割に軽減の請願(若林義孝君外四名紹介)(第二二二五号)
一七	同(床次徳二君紹介)(第一六四八号)	一三一	同(加藤鐵造君外七名紹介)(第一八二七号)	一四八	漁業に対する附加価値税免除の請願(鈴木善幸君紹介)(第一八九一号)	一七六	電解鉄及びアルミナ製造工業に対する電気ガス税免除の請願(川本末治君紹介)(第二二三〇号)
一八	同(河田賢治君外二名紹介)(第一六九〇号)	一三二	セメント工業に対する電気ガス税免除の請願(大泉寛三君紹介)(第一七八八号)	一四九	地方公務員の給与改訂に関する請願(成田知巳君外一名紹介)(第一九二九号)	一七七	芸術舞踊に対する入場税を四割に軽減の請願(廣川弘禪君外二名紹介)(第二三二二号)
一九	地方自治法の一部改正に関する請願(野村専太郎君紹介)(第一五九八号)	一三三	長期入院患者の投票に関する請願(浅利三朗君紹介)(第一八二二号)	一五〇	同外五件(立花敏男君外一名紹介)(第一九六五号)	一七八	地方公務員の給与改訂に関する請願(岡田春夫君外二名紹介)(第二三三五号)
二〇	スポーツ関係の入場税減免に関する請願(立花敏男君外一名紹介)(第一六三四号)	一三四	自動車運送業者に対する地方税軽減に関する請願(前田正男君外三名紹介)(第一八五二号)	一五一	同外五件(池田峯雄君外一名紹介)(第一九六六号)	一七九	同(林百郎君外一名紹介)(第二三六三号)
二一	土地及び家屋に対する固定資産税軽減に関する請願(大泉寛三君紹介)(第一六六〇号)	一三五	同(庄司一郎君紹介)(第一八五三三三)	一五二	公職選挙法案の一部修正に関する請願(松澤兼人君紹介)(第一九五六号)	一八〇	地方税法の一部修正に関する請願(吉田吉太郎君紹介)(第二三五九号)
二二	地方自治法附則第二條改正の請願(井出一太郎君紹介)(第一六六三三三)	一三六	同(佐瀬昌三君紹介)(第一八五四四四)	一五三	同(武藤運十郎君紹介)(第一九九〇号)	一八一	私鉄に対する租税免除に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二三八八号)
二三	鉱山用主要坑道等に対する固定資産税免除の請願(神田博君紹介)(第一六六七号)	一三七	同(小川原政信君紹介)(第一九〇〇〇〇)	一五四	地方財政委員会設置法案の一部修正に関する請願(山本利壽君外一名紹介)(第一九七二二二)	一八二	卸売業者に対する附加価値税軽減に関する請願(川本末治君紹介)(第二四〇三三三)
二四	自動車運送業者に対する地方税軽減に関する請願(井手光治君紹介)(第一六七五号)	一四〇	同(松澤兼人君紹介)(第二〇〇一〇一)	一五五	電気ガス税を市町村に移譲の請願(池田正之輔君紹介)(第一九八三三三)	一八三	電気ガス税改正に関する請願(川本末治君紹介)(第二四二二二二)
二五	長期入院患者の投票に関する請願(土橋一吉君紹介)(第一六七八八)	一四二	同(黒澤富次郎君紹介)(第二〇〇三三三)	一五六	クリーニング業者に対する附加価値税軽減に関する請願(三宅則義君紹介)(第二〇二〇二〇)	一八四	地方税制改革に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二四二二二二)
二六	地方公務員の給与改訂に関する請願(赤松勇君紹介)(第一七一七号)	一四三	同(有田二郎君紹介)(第二〇〇四四四)				
二七	同(立花敏男君外一名紹介)(第一七一七号)	一四四	同(有田喜一君紹介)(第二〇〇五五五)				

[illegible]

- 二二 宇賀金男(第一六三三號)
地方議選出先機関に関する陳情書(廣島縣知事楠瀬常猪外五名)(第一七五五號)
- 二三 市町村農地委員会の身分保証に関する陳情書(廣島縣知事楠瀬常猪外五名)(第一七七七號)
- 二四 地方自治権の確立強化に関する陳情書(廣島縣知事楠瀬常猪外五名)(第一八〇〇號)
- 二五 參議院議員及び衆議院議員立候補制限に関する陳情書(全國市長會長神戶正雄)(第一八三三號)
- 二六 地方行政調査委員會の委員に全國都道府縣議會の代表者參加の陳情書(東京都議會議長石原永明)(第一八八八號)
- 二七 同(愛媛縣議會議長立川明)(第一九四四號)
- 二八 地方自治法中改正の陳情書(前橋市議會議長長澤博)(第一九七七號)
- 二九 入場税の市町村独立税化に関する陳情書(前橋市議會議長長澤博)(第一九八八號)
- 三〇 配付税増額の陳情書(前橋市議會議長長澤博)(第一九九九號)
- 三一 自治体警察及び消防經費全國庫庫負担の陳情書(前橋市議會議長長澤博)(第二〇二二號)
- 三二 地方債の増額等に関する陳情書(前橋市議會議長長澤博)(第二〇五五號)
- 三三 自治体警察經費に関する陳情書(佐賀市長野口能敬)(第二二二一號)
- 三四 横濱市における公共事業に對し地方債抑制緩和に関する陳情書(横濱市會議長小澤二郎)(第二四〇〇號)
- 三五 消防法及び消防組織法の一部改正に関する陳情書(鳥取市栗谷町鳥取消防協會長早川忠憲)(第二四四四號)
- 三六 下關市における警察吏員増員の陳情書(下關公安委員會)(第二五五五號)
- 三七 都市財政確立に関する陳情書(神戸市兵庫區松本通一丁目一番地神戸市役所内神戸市議會議長片岡常松)(第二六五五號)
- 三八 地方行政調査委員會の委員に全國都道府縣議會の代表者參加の陳情書(福島市福島縣會議長大竹作摩)(第二六八八號)
- 三九 電気税を町村税に編入の陳情書(廣島縣町村會長三浦正)(第二七二二號)
- 四〇 都市稅務行政の運営に関する陳情書(熊本市市長佐藤眞佐男)(第二八〇〇號)
- 四一 地方稅制改革に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全國町村會長伊藤藤藏)(第二八三三號)
- 四二 地方自治法中改正の陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全國町村會長伊藤藤藏)(第二八五五號)
- 四三 地方自治法附則第二條第五項の規定削除反對の陳情書(鳥取市鳥取縣會議議長中田吉雄)(第二九二二號)
- 四四 町村財政確立に関する陳情書(靜岡縣町村會長狩野精一)(第二九九九號)
- 四五 地方自治運営に関する陳情書(靜岡縣清水市會議議長稻名龜造)(第三一〇〇號)
- 四六 地方自治の改善強化に関する陳情書(宮城縣仙台市宮城區内宮城縣町村會議議長長千田庄八)(第三二二二號)
- 四七 地方行政調査委員會の運営に関する陳情書(鳥取縣會議議長中田吉雄)(第三三三三號)
- 四八 地方財政に関する陳情書(鹿児島市長勝目清)(第三三九九號)
- 四九 都道府縣農地部廃止反對の陳情書(福島縣石川郡淺川町東大畑白川市太郎外千六百三十七名)(第三五一五號)
- 五〇 市町村監査委員會の改善強化に関する陳情書(九州各市監査委員會協議會長住田政之助)(第三五三三號)
- 五一 自治体警察制度改善に関する陳情書(豊中市會議議長小寺義孝)(第三五五五號)
- 五二 遊興飲食税引下げの陳情書(大阪府西區江戶堀北通一丁目三十四番地杉木忠春外十二名)(第三五九九號)
- 五三 地方稅制改善に関する陳情書(新潟市新潟縣會議議長長兒玉章太郎)(第三六〇〇號)
- 五四 電気ガス税を府縣税に編入の陳情書(大阪府大阪府知事赤間文三)(第三八二二號)
- 五五 地方議會の運営に伴う地方自治法の改正に関する陳情書(廣島縣會議議長小谷伝一)(第三九二二號)
- 五六 府縣議會事務局法制化の陳情書(福岡縣會議議長稻貝稔)(第三九二二號)
- 五七 地方自治法附則第二條第五項削除反對の陳情書(福岡縣會議議長稻貝稔)(第三九三三號)
- 五八 自治体警察制度に関する陳情書(愛媛縣庁内愛媛縣自治体警察町連合會長田中紺藏)(第三九七七號)
- 五九 地方財政の調整並びに配付税に関する陳情書(鳥取市鳥取縣會議議長中田吉雄)(第四〇三三號)
- 六〇 電気ガス税を全額府縣税に編入の陳情書(京都市京都府知事木村悌)(第四〇九九號)
- 六一 害鳥獸の狩獵者に対する免稅並びに狩獵者税引下げの陳情書(三重縣會議議長石原綱治)(第四三六六號)
- 六二 電気ガス税を全額府縣税に編入の陳情書(水戸市茨城県知事友末洋治外六名)(第四四九九號)
- 六三 地方議會事務局法制化に関する陳情書(高松市香川縣會議議長大久保雅彦)(第四五三三號)
- 六四 衆議院議員選舉法一部改正の陳情書(札幌市北一條西四丁目北海道市町村選舉管理委員會連合會長渡辺七郎)(第四六八八號)
- 六五 電気税を市町村税として存置の陳情書(全國市長會長神戶正雄)(第四七〇〇號)
- 六六 鈛産税を都道府縣税として存置の陳情書(山口縣知事田中龍夫)(第四七三三號)
- 六七 地方稅制改革に関する陳情書(兵庫縣知事岸田幸雄)(第四八〇〇號)
- 六八 附加價值税に関する陳情書(京都府庁内京都府總務部長神内德治)(第四八二二號)
- 六九 地方議會事務局の法制化に関する陳情書(山口縣會議議長清水爲吉)(第四九三三號)
- 七〇 電気ガス税を全額府縣税に編入の陳情書外一件(奈良縣知事野村萬作外一名)(第四九九九號)
- 七一 附加價值税に関する陳情書(大分縣會議議長安部雅也)(第五〇四四號)
- 七二 自治体警察制度改善に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全國町村會議議長會長齊藤邦雄)(第五二二二號)
- 七三 地方自治法普及徹底のため政府關係官の地方派遣の陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全國町村會議議長會長齊藤邦雄)(第五二五五號)

七四	地方財政委員会委員に全国町村議会議長会の代表者参加に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄）（第五一六号）	九一	電気税、鉦産税及び木材引取税を市町村税として存置の陳情書（岐阜市司町十二番地惠那郡町村会会長西尾頼二外一名）（第六〇八号）	一〇〇	（第六五四号） 附加価値税及び固定資産税のシヤウブ原案修正に関する陳情書（経済団体連合会長石川一郎）（第六五五号）	一〇八	地方財政委員会委員に全国町村議会議長会の代表者の参加に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄）（第六九八号）
七五	地方自治庁並びに自治委員会存置の陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄）（第五一七号）	九二	鉦産税を市町村税として存置の陳情書（福岡県粕屋郡宇美町議会議長木村次八郎）（第六一六号）	一〇一	のり、貝類業者を附加価値税の対象より除外の陳情書（東京都港区芝海岸通り一丁目二十番地全国のり、貝類漁業協同組合連合会長徳久三穂）（第六六〇号）	一〇九	電気税、鉦産税、木材引取税及び入湯税に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄）（第六九九号）
七六	地方自治体の特殊事業に対する特別融資に関する陳情書（東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村議会議長会長齊藤邦雄）（第五一八号）	九三	自動車税改正反対に関する陳情書（大阪府東区京橋前之町二番地大阪府民家用自動車組合連合会長松本萬次郎）（第五五二号）	九四	盲人に対する附加価値税軽減の陳情書（福岡市東区東院一番町福岡盲人会館内福岡県盲人会長大城雪造）（第六二八号）	一一〇	地方税制改革に伴う地租、家屋税の増徴に関する陳情書（大阪府北区網走町五十番地大阪土地協会長岡崎忠三郎）（第七〇二号）
七七	地方税法の改正に関する陳情書（京都市京都市商工議所会頭中野種一郎）（第五二〇号）	九五	遊興飲食税引下げの陳情書（兵庫県料理飲食業組合連合会長柳久保虎市外五十一名）（第五五六号）	九六	自動車税の改正に関する陳情書（千葉市黒砂町四百五十七番地山本政次外十六名）（第六三三三号）	一一一	自治体警察費の全額国庫負担の陳情書（香川県仲多度郡琴平町七百八十八番地秋山爲司）（第七〇九号）
七八	警察制度の改革に関する陳情書（山口県議会議長清水爲吉）（第五二六号）	九七	鉦産税、木材引取税及び電気税を市町村税として存置の陳情書（山梨県西八代郡大河内村長鈴木晋次郎）（第五五七号）	九八	電気ガス税を府県税に編入の陳情書（三重県議会議長石原綱治）（第六三九号）	一一二	積雪寒冷地帯の財政改革に関する陳情書（秋田県議會議長菊地時之助外一名）（第七一三三号）
七九	地方税制改正に関する陳情書（山口県議会議長清水爲吉）（第五二八号）	九八	附加価値税に関する陳情書（新潟市上大川前通り七番町新潟商工会議所会頭和田閑吉）（第五六一号）	九九	害鳥獣の特獵者に対する免稅並びに狩獵者税引下げの陳情書（三重県議會議長石原綱治）（第六四二二号）	一一三	電気ガス税を市町村税として存置の陳情書（尼崎市議會議長寺井弥三市）（第七二〇号）
八〇	都市消防の財政措置に関する陳情書（全国都市消防長連絡協議会九州支部長福岡市消防長興柄新外二十一名）（第五三五号）	一〇〇	電気ガス税を市町村税として存置の陳情書（東京都千代田区平河町二丁目六番地代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不二太郎）（第五六四号）	一〇一	地方行政調査委員會議の行政制度改正に関する陳情書（東京都千代田区平河町二丁目六番地代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不二太郎）（第六四六号）	一一四	電気ガス税を府県税に編入の陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都議會議長石原永明外九名）（第七三三三号）
八一	消防法の徹底実施に関する陳情書（東京都中央区銀座西三丁目一番地衛生工業協會長山中直次郎外一名）（第五三六号）	一〇二	附加価値税の実施延期に関する陳情書（福岡市西中州千六百六十九番地九州商工会議所連合会長山脇正次）	一〇三	附加価値税の実施延期に関する陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭高橋龍太郎）（第六六八号）	一一五	小野田市警察吏員の定員増加に関する陳情書（小野田市長久野東一外二名）（第七三三三号）
八二	鉦産税、木材引取税及び電気税を市町村税として存置	一〇四	附加価値税の実施延期に関する陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭高橋龍太郎）（第六六八号）	一〇五	附加価値税の実施延期に関する陳情書（東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭高橋龍太郎）（第六六八号）		

- 七四一(号)
参議院議員及び衆議院議員
立候補制限に関する陳情書
(東京都千代田区平河町二
丁目六番地全市長会長代
理金刺不二太郎)(第七四
五号)
- 一一七
かつお及びまぐろ漁業に対
する附加価値税免除等に関
する陳情書(東京都中央区
日本橋區本町日本かつお
まぐろ漁業者協会長横山登
志丸)(第七六四号)
- 一一八
新聞を附加価値税の対象と
し、除外の陳情書(富山市安
住町三十一番地北日本新聞
社編集局長中山輝外七名
(第七七三号))
- 一一九
自治体警察の摘発した事件
の罰金、科料遺失物等を市
町村の収入とする陳情書
(岐阜県自治警察連絡協議
会長東前豊)(第七七七号)
- 一二〇
自治体警察吏員に対し恩給
受給権付與の陳情書(岐阜
県自治警察吏員連絡協議
会長東前豊)(第七八五号)
- 一二一
犯罪捜査及び整備費の国庫
負担に関する陳情書(岐阜
県自治警察吏員連絡協議
会長東前豊)(第七八六号)
- 一二二
土地家屋に対する固定資産
税軽減の陳情書(大阪市北
区福地町五十番地大阪土地
協會長岡崎忠三郎外十二
名)(第七八八号)
- 一二三
日本国有鉄道職員の方議
会議員被選挙権復活に関す
る陳情書(福岡県糟屋郡須
恵村長今泉與七外一名)(第
七九〇号)
- 一二四
長期入院患者の投票に関す
る陳情書(東京都南多摩郡
多摩村和田千五百四十七番
地厚生診療所藤田鶴夫外
百二十三名)(第七九七号)
- 一二五
自動車改正反対に関する
陳情書(長崎市長崎商工会
議所内長崎県自家用自動車
組合連合会長新井興美)(第
七九九号)
- 一二六
漁業に対する附加価値税免
除の陳情書(東京都港区芝
海岸通り一丁目二十番地日
本定置漁業協會長堀部虎
猪)(第八〇〇号)
- 一二七
洗たく業を附加価値税第三
種事業に変更の陳情書(大
阪市住吉区万代東一丁目二
十三番地大阪府洗染商工業
協同組合理事長柴垣清郎)
(第八〇三号)
- 一二八
冷菓に対する遊興飲食税の
査察点設定の陳情書(東京
都台東区松葉町十番地東京
都冷菓工業協同組合理事長
岡崎真吾外九百三十九名)
(第八一一号)
- 一二九
遊興飲食税の税率引下げに
関する陳情書(兵庫県議
議長山田平市郎)(第八二
五号)
- 一三〇
小名浜港荷役設備の展起
償認可延期に関する陳情書
(福島県石城郡小名浜町辰
巳町小名浜港運送株式會
社社長西丸猛)(第八二六
号)
- 一三一
国会議員に対する解職請求
に関する陳情書(愛知県西
加茂郡小原村大字桑平小原
村議會議員山田伊八)(第
八三〇号)
- 一三二
地方税法案修正の陳情書
(大阪府議會議長亀井喜代
丸)(第八三四号)
- 一三三
東京都大田区制施行の陳情
書(東京都大田区議會議長
太田巳信)(第八三九号)
- 一三四
トラクタ事業に対する附加
価値税等軽減に関する陳情
書(大阪府東区北浜二丁目
七十七番地大阪府貨物自動
車協會長栗山慶次)(第八
四一四号)
- 一三五
積雪寒冷地帯の税財政改革
に関する陳情書(新潟県議
會議長長見龍太郎)(第八
四三三号)
- 一三六
遊興飲食税率引下げの陳情
書(松江市殿町八番地島根
県観光通商會長恒松安夫)
(第八五三三号)
- 一三七
川崎市における警察吏員の
定員改正に関する陳情書
(川崎市議會議長木島栄次
郎)(第八五七号)
- 中島委員長 會議を開きます。
これより諸願の審査をいたします。
本委員会に付託されました諸願は、総
計二百七十七件であります。今日の諸願
日程第一より第二一七の諸願を一括議
題といたします。まずこの際諸願小委
員長生田君より、小委員会の審査の経
過並びに結果について御報告を願いま
す。
- 生田委員 諸願小委員会は昨日午後
開会いたしました。全般にわたって審
査をいたしましたのでございます。その結
果はただいま委員長から御報告のあり
ました通り、總数が二百七十七件であ
りまして、そのうち今日の公報にも載つ
ておりますより第一、第六、第八、第
一、第二、第一五、第一六、第一八、第
一九、第二七、第二八、第三一、第
三三、第三七、第四一、第四四、第
四六、第四八、第四九、第五
一、第五三、第六〇、第六一、第六三
ないし第六五、第六七、第七〇ないし
第九〇、第九二ないし第九四、第九七
ないし第一〇一、第一〇四ないし第一
一九、第一二三、第一二六ないし第一
三一、第一四七、第一四九ないし第一
五一、第一五四、第一五五、第一六
八、第一七〇、第一七三、第一七八、
第一七九、第一九〇ないし第一九五、
第一九七、第二〇五、第二〇七、第二
一〇、第二二四の各諸願は、いずれも
採択の上内閣に送付すべきものと議決
し、第三二の諸願は議決を要しないも
のと決し、その他の諸願については審
査をいたしましたのでありますが、その決
定は後日に延期いたしました次第であり
ます。これをもって御報告といたしま
す。
- 中島委員長 ただいまの小委員長の
御報告の通り決するに御異議ありませ
んか。
- 中島委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」
「異議なし」と呼ぶ者あり」
御異議なしと認め、さ
よう決します。
- 中島委員長 衆議院規則第八十六條により報告書
作成の件は、委員長におまかせを願
たいと存じますが、御異議ありません
か。
- 中島委員長 次は今日の陳情書、日
程第一より第一三七までを議題といた
します。これらの陳情書は委員会にお
いて大体これを了承するに御異議あり
ませんか。
- 中島委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり」
「異議なし」と呼ぶ者あり」
さよう決します。
- 中島委員長 昨日の委員会において
採決することに決定いたしました地方
自治法の一部を改正する法律案を議題
といたします。本案につきましては去
る二十九日修正議決いたしましたのであ
りますが、その後施行期日及び地方自治
法の一部を改正する法律の附則第二條
第五項に関する部分、すなわち市町村
の廃置分合、または境界変更に関する
部分についてさらに検討を加える必要
を生じ、ただいまお手元に配付いたし
ましたような修正案を作成いたしました
のであります。
- 中島委員長 この際各位の御意見を
承ることにいたします。
- 大石(三)委員 政府委員にちよつと
お尋ねいたしますが、去る二十日以前
に住民投票いたしましたところは、ど
ういうふうな適用されますか。
- 高辻政府委員 去る二十日以前と申
されます御趣旨がよく了解しにくいの
でございしますが、大体において今回当
委員会におきまして修正に相なります
箇所を拜見いたしますと、今回の修正
條項の中の個と掲げられましたところ
の六項のところでございますが、この
法律施行の際現に地方自治法の一部

を改正する法律、附則第二條第二項の規定に基づきその手続を開始している請求については、改正後の同條の規定にかかわらず、なお従前の例による。」とございまして、その次の第七項で、ただいまの規定は旧法を省略しまして、「改正後の同條の規定に基づきあらたな請求をすることを妨げるものと解してはならない。」とございまして、現在進行中のものは従前の例によつてやつて行く。しかしながらそういうものによつてやつても、新たな請求として新法によつてやりかえる分は一向にさしつかえないというふうに私も承しておる次第でございます。

○大石(三)委員 それでは投票総数が一万ありまして、分離賛成が八千ありまして、分離反対が六百ほど負けたのです。これは旧法で府議会の決議を経るわけなんですが、そうすると、これは適用しないわけなんです。

○高辻政府委員 ただいま仰せになりましたのは進行中のものではないので、当然新しいこの修正の方になります。従前の例によつてやつて行く。しかしながらそういうものによつても、新たな手続を開始して、その方のストップしてやつて行く分は、新しい法律の規定に従つてやつて行くのもさしつかえない。こういうことにならうかと思ひます。

○大石(三)委員 しかば六百か七百かの違いで分離派が勝つたとする。そうすると、かりにそれが府議会で否決になると、否決になつた後はこの法案は適用されるのですか。この法案はいつから適用されるのですか。

○高辻政府委員 この法律自体は、前

回の修正におきましては、五月一日から施行するようになつておりまして、五月一日施行はとうてい庶幾がございせん関係もございまして存じます。が、本日この再議に付されたものにつきましては、五月十五日施行ということに相なつておるのでございまして、その点にたいまお話を、点でございますが、否決になりまして改正法による手続をいたしまして、改正法の手続に従つて、もう一度分離の手続を開始し、その結果を待つということが可能でございます。

○大石(三)委員 それでは旧法は七月三十一日までですか、七月二十日まで有効なんでしょうか。どちらなんですか。

○高辻政府委員 この附則第二條の規定は、この改正がありましてから二年間でございますので、七月三十一日まであつたらうと存じます。

○高橋(英)委員 ちよつと政府委員にお尋ねします。今の大石さんのお尋ねに関連して、大石さんも十分了解がつかないようですが、具体的に言うと、大石さんのお話のことは、舞鶴市のことで、六百票で請求が成立して、県議会に行つて、県議会が成立して、い。従つて私どもは今度の改正法によつて御破算になつて、あらためて住民投票から出発し直すものだと思つております。きようこういう法規が今指摘されて初めて気がついたので、これをみると、やはり現在舞鶴の京都府議会は懸案として継続されておる問題は、やはり府議会でその結論を出さなければならぬということになるわけですが、それがたとい七月三十一日を過ぎても、一年先になつても二

年先になつても、結論をつけ得るということになるわけですね。七月三十一日というのは、請求の期間であつて、請求後の府議会の審議なんかは関係ないわけですね。従つて七月三十一日までに請求のあつた現在の舞鶴の問題のときは、京都府議会があと一年かかると、二年かかると、結論を出さなければならぬというようになつておつて、七月三十一日に旧法が無効になつたところで、やはり舞鶴の關係においては、旧法が生きて、その一年先、二年先の結論が出るまで適用されるというようになつておるものと承していいだろと思ひますが、従つてもしその府議会で否決になつた場合においては、あらためてまた住民の三分の二の同意を得て、府議会で同一請求をして再議することができるといふことの關係になるだろと思ひますが、さうなのではないですか。

○大石(三)委員 ちよつとお尋ねしますが、今六百くらいの遠い、京都府議会に申請しておるわけなんです。そうすると、それはやはり旧法を適用するわけですね。もしそれを府議会が否決するでしよ。六百くらいでも多数とつておきますから、分離ということになるでしよ。そうすると分離するのがいやな人は、今度はどこへそれを持つて行くのですか。府へ申請するのですか、ちよつとそれを教えてくだ

さい。

○高辻政府委員 ただいまの御質問でございますが、最初の請求につきましては、今回の改正法並びに修正案におきまして、その点はかわりはないわけでございます。従つて今問題になつております舞鶴の点につきまして

は、そのまゝにしておきますれば、これは県議会の議決を経てやることになりまして、それからまた新たに従前の規定によりまして、請求をして参りますれば、その方法によつてやることもまた可能であるということになるわけでありまして。

○大石(三)委員 そうすると、七月三十一日過ぎても、やはり旧法は生きてゐるのですか。

○高辻政府委員 その点はかわりございせん。その日教は、今回の改正によつて無効になるわけではございせん。それではこの二條の規定が施行されてから七月三十一日以内に、請求の手続をしなければならぬことはかわりはないのであります。

○大石(三)委員 舞鶴はそのまゝつと旧法でやれるのですか。

○高辻政府委員 現在のものをそのまゝはつておきますれば、その請求は依然として継続するわけです。そのまゝなら旧法で参ります。

○藤田委員 その点がはつきりしないのですが、住民投票の結果、このローマ数字の6のさつき読み上げた、「従前の例による」というので、住民投票の結果は従前の例によつて行くが、県議会の採決の数は、今度の新しい四分の三以上の多数で、これに同意すべきでないとの議決があつたときに云々という、これで適用されるのではないですか。それは従前通りですか。そうしますと、舞鶴の場合は、内容は十分知りますが、従来住民投票があつて、それで新たに住民投票をやり直すという場合には、どの條項を適用するか、その根拠がないようでございますが

○中島委員 私が提案者でありますから、藤田君の御質問にお答えいたします。「従前の例による」という分は、やはり府議会の過半数によつて決するわけでありまして、しかしその問題は旧法によらないで、新しく申請しようと思ひますれば、この法案の公布後に新しい手続によつてやるわけでありまして、二つの手続ができるということに御了承を願ひたいと思ひます。

○大石(三)委員 そうすると、六百で負けた分離をいやがつておる人は、今度はまた異議の申立てを府議会にすることができるといふことか。

○中島委員 両方でやれるということになるわけですね。

○大石(三)委員 負けた方もやれるわけですか、負けた方がやれる。それはこの方法によつてやるわけですね。負けた方がやつたらいいわけですね。

○中島委員 先ほど高辻政府委員の発言中に、誤りがありましたから訂正いたしたいのとございまして。

○高辻政府委員 先ほど七月二十日と申し上げましたが、八月一日から二年以内でございますので、七月末日まででございます。その点訂正をいたします。

○中島委員 それでは先般修正議決いたしました條項のうち、施行期日及び市町村の廢置分合または境界變更に關する部分を、改めて修正することにより御賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○中島委員 起立多数。よつて本案は修正議決されました。

衆議院規則第八十六條により、報告書作成の件は委員長に一任するに御異

講ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○中島委員長 次に、お諮りいたしたいことがあります。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案、内閣提出第一五八号でございしますが、これは目下参議院において審議中であり、本院にはこの委員会に予備審査を付託されております。これは継続して予備審査をいたしますか、どういふことにいたしますか。本法案に対しては、すでに四月二十日に、吉岡政府委員より提案理由の説明がありまして、そのときに簡単に質疑はいたしたのであります。この問題についていかに処置いたすべきか、会期はもうわずかに一日でありまして、お諮りをし、適当に処置をいたしたいと思ひます。ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○中島委員長 速記を始めて。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律案、内閣提出第一五八号、予備審査であります。この法案を議題にいたします。質疑を続行いたします。

○藤田委員 この法律の第二條に「国会議員の選挙等」とありますが、その選挙の種類は公職選挙法の選挙と大体同じでございしますか。

○吉岡政府委員 これは第二條に書いてあります参議院議員の選挙と、衆議院議員の選挙と、それから最高裁判所裁判官国民審査と、憲法第九十五條の一つの公共団体のみに適用する法律の投票と、これだけであります。

○藤田委員 執行経費の基準をきめる法律であります。実は先年の選挙におきまして、国家から地方公共団体に与すべき国費の支出が非常に遅れまして、たしか総金額一億七千万と記憶いたしておりますが、地方公共団体は非常に困つた前例がございします。執行経費の基準はこの法律でございしますが、執行に必要な予算の獲得に關しましては、何らかの規定がございしますか、どういふことか。

○吉岡政府委員 大体この基準で予算が来るものと公共団体は期待をしておると思ひます。大蔵省もこういう法律がございすれば大体これによつて算出するのであります。しかしながらそのときの事情によりまして全額行かない場合がある。これはあるいは可能性はありますけれども、大体この目安である。従つて衆議院の解散等のために選挙を執行します場合は、予算の方の決定は遅れますが、地方公共団体は大体この標準によつてもくらんで予算を執行してさしつかえないと思ひます。

○藤田委員 たとえば昭和二十六年に當つて、各種各様の選挙が頻りに執行を予想される際におきまして、市町村当局としてはこの基準に基いて当初予算を編成いたしまして、もしこの基準だけの国費支出がない場合におきましては、当然歳入欠陥のおそれがあります。おそろく予算額は少額だろうとは思ひますが、しかしながらこういう選挙費等によりまして歳入の欠陥が出るようなことがあれば、市町村財政の円滑なる運営が阻害される危険もありはしないかと思ひます。この点どういふふうになりますか、実は昨年暮れに、かつて地方公共団体が立て

かえておりました選挙費が配分になつたのであります。各県庁の地方課にこの予算額が配分されました。現実には各市町村に配分する場合において、その名目と申しますか、交付の理由、交付の技術的な方法等で相当当局は困惑しておつたという前例もございします。当初予算に地方公共団体が編成いたしまして、この基準通りに寸分のたがひなく補給するといふ根拠が一番必要ではないかと思ひます。基準を定めまして、その基準に基いて大蔵省当局からそれだけの予算を確保する規定がせひとも必要ではないかと思ひますが、この点に關する御意見を伺ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 その点はこういう法律をつくつてこれだけの選挙の費用が行くといふことを規定しております。従つて、大体において間違ひはないと考へてよろしいのであります。ただ具体的には第十八條をござらんいたしたとわかつて思ひますが、やはり一応予算をもつて定められたものといふくくりはしてある。しかしながらそれは大体確保できると考へられます。従つて府県と市町村との関係になります。府県は交付いたしますと、府県はやはりこの基準によつて計算された額を市町村へ交付しなければならぬことになつております。その点は従来と非常に違つて来るのであります。

○藤田委員 この十八條の規定を見まして直感いたしますことは、予算として交付される。実際に選挙執行後に国庫から予算を支出する、それまでは公共団体が立てかえるといふことが必要になるだらうと思ひますが、この点

はどういふことになりますか。

○吉岡政府委員 その点は選挙の性質によつていろいろ違つて参りますが、たとえば今回の参議院の通常選挙のようならばあらかじめわかつておりますから、予算を準備して選挙執行前に配れる。ただ衆議院の解散による選挙のように非常に差迫つて選挙をやらなければならぬような場合、あるいは今度の参議院の選挙のようにあらかじめ予告して準備しておくわけには参らぬで、選挙執行間近になつてから具体的に金が行く場合はあり得ると思ひます。

○藤田委員 従来選挙の毎年の大体平均的な所要額といふようなものは、統計的に判明してないでしようか。

○吉岡政府委員 二十二年の選挙は衆議院と参議院と一緒に間近に行われたわけでありまして、あれが二億三千万くらい、これは物価の関係で非常に少額になるわけですが、昨年の衆議院の選挙は九億三千万でありまして、これはあとから一億二千万ばかり追加したものがあつて、九億三千万くらい、今度の九億八千万九百万であります。従つて今後も大体それくらいの額になると思ひます。

○藤田委員 次に伺ひたいのは選挙費の本質でございしますが、これが奨励的な国庫補助金にあらず一般補助金のものではあるが、大体年間の選挙執行所要額を想定いたしましてそれを平衝交付金にぶち込んでおくといふような方法が考へられるのではないかと思ひます。しかし選挙費といふものの性質いかんによつては平衝交付金に入

るべきではないと思ひますが、選挙

費の本質と申しますか、大体年間の平均予想額が今後常時成立つとすれば、平衝交付金に最小限の額を入れておいて、そのほか臨時支出、たとえば衆議院の解散等による選挙費は臨時に支出してもらふといふ方法で参りますと、地方自治体は非常に財政的なよりどころを得るのではないかと考へるのです。その点お伺ひいたしたい。

○吉岡政府委員 今お話をしたのは、この法律を立案するにあたりましていろいろ考へた点であります。御承知のように、地方公共団体では選挙の費用にシヤウブ勧告の中には選挙の費用は、これは平衝交付金の中に入れるといふことをはつきり書いてある。それをあえてしませんでしたのは、選挙の費用はやはり相当金額もかさばりますし、臨時的なものでありますので、地方公共団体の負担にいたしますと、臨時的の場合によつては増額をしなければならぬようなことも考へられますので、国が従来通り交付することにしよう、こういうことにしたわけですが、だん今お話のようにある部分は平衝交付金に入れて、ある部分は国から交付したかどうかというお話であります。が、選挙の關係の費用の中でも選挙人名簿の調製の費用でありますとか、あるいは政治資金規正法の關係の事務費でありますとか、こういうものは恒常的に大体見当がつく費用でありますので、これは平衝交付金の中にすてに入用だけを取り出して、従来通り国庫から交付することにいたしましたわけであり

ます。

○藤田委員 最後にお願いを兼ねてあらためてお伺ひしておきたいのです

るかと思しきと、二百九十五万八千九百五十一円とかりに定めてあるのがあります。ところが今度三百万ということになると、一千四百五十六万六千六百九十七円になります。その差額は大体四倍八分くらいになっておる。人口の数は三倍でありながら、費用の点におきまして四倍以上になっております。こういうことはどうも適当でないと思ふのです。さらにまた百万と区切りますと、九十九万九千円というのはい百万以内であります。今度百万一円になりますと、この数字は非常にかわつて来るのであります。すなわち二百九十五万八千円が四百五十五万何何というふうにかわつて来るのであります。この基準の立て方はどうも不公平な結果を来しておるのではないか、というふうに考へるのではありませんが、その辺をひとつ承りたいと思ひます。

○吉岡政府委員 都市の方はどうもございせんが、今お話の中で都道府県の分の計算につきましては、大体この段階の都道府県を頭に入れて考へておるのであります。従つて三百万以上の都市と申しますと、これは東京都だけであります。東京にやるべき金額を大体考へて置いてはいた結果、先ほど申しましたように、まあ大都市のある府県における基礎になります。俵給の点から、どうしてもよけいに行くというところでこういうことになつたのであります。ただこういう計算をいたしまして、その段階の境において非常に不公平になるんじゃないかというお話がございましたが、それはあるいは確かにそうかも知れません。しかしながらこれはこの府県の事務費の

ほかに、県には地方事務所の数によつてまた配る費用もございします。それから選挙公費やいろ／＼なことがありますが、それに基いて配る費用もございします。そういうものを全部くめて考えますと、段階が人によることによつて不公平はないように考えられます。またその中で旅費でございしますか、その他等は府県によつて、東京にある役所は上京旅費といつてもいいから、それよりも普通の旅費では足りないから、そういうものを削るとか、あるいは鹿児島等は普通の旅費では足りないから、そういうような増減もありませんので、府県によつて不公平は私はないと考へております。

○生田委員 今政府委員は不公平はないとおしやるのですけれども、私は具体的に数字を申し上げても、私是不公平の点を述べたいと思ふのであります。これは非常にややこしくなりまして、またあとで申し上げますが、かりにこの啓蒙宣伝費といつても、二百万以上三百万の人口のところと、その次は三百万人以上——三百万人以上というのは東京都だけだろふと思ひますが、かりにそういたしましても、三百万に近い都市でも三百万二十万の啓蒙宣伝費であります。ところが東京都はそれに六百万とつております。これはどうその差があるわけはないのです。二百万以上三百万とあります。が、かりに二百万を最低にいたしましても三百万の東京都とはまあおそろく二分の一くらいであると思ふのです。これも非常に額が違ふと思ひます。大体この宣伝費といふのはどういふものか非常にとつてあるものであります。が、一番初めの五十万未満の都市でも四十五万とつてある。それから百万

以上百五十万くらいのところは百五十万とつてあります。この宣伝費といふのはどういふところにお使いになるのか、その内容をちよつと承りたいと思ひます。

○吉岡政府委員 この啓蒙宣伝費が非常に違つておるように見えるのであります。が、これは先ほど申し上げました大都會のありまして都道府県が従来配つておりました金額より減るのであります。が、その減り方をなるべく少くするために、まあいろ／＼細工をしました。関係でございまして、細工をいたしました。出て来ている部分の一部あります。それから従来の啓蒙宣伝の実際のやり方を見ますと、やはり大都會といふものは相当啓蒙宣伝に力を注いでおりまして、金も相当かけておるのであります。その点でございまして、出て来ているものと考へております。

○生田委員 なお事務費の問題であります。が、都市は——主として東京都を中心とするのであります。が、東京都の事務費のうちで、あるいは日当その他いろ／＼ありまして、一日どれくらいにしたか、その次に二十万あるいは三十万の都市、これらの比較はどのくらい違つてゐるか、もう一つは町村の手当などをどういふふうにおきめになつてゐるか、その基準について……

○吉岡政府委員 超勤の基礎になります。数字は、府が二十六円、市が二十三円、町村が二十円、これは四ページに書いてございしますが、一時間当たりです。それから人夫賃に差をつけておりまして、府が二百三十円、市が二百十円、町村が百八十円ということになつております。

○生田委員 補助費の問題ですが、よく見るとこれは金額が少いのですが、上

京旅費といふのが十六万三千二百九十六円ありまして、かりに北海道から来る人と、東京あるいは近県から来る人、これをどういふふうに通置せられるのであります。もしその内訳があらますれば、御説明願ひたいと思ひます。

○吉岡政府委員 今のお話の点は、結局法律で申しますと、第十三條の第五項におきまして、東京との距離でいろ／＼増減をすることにしております。それから内訳というお話でありました。が、内訳はちよつと今手元にその材料を持つて来ておりません。

○生田委員 東京都は私は旅費はいらぬのじやないかと思ふ。東京都に旅行するといふ人は滞在費はいらないと思ふ。これは金額は小さいのですけれども、ちよつとおかしいと思ふ。神奈川県も、ちよつとおかしいから、旅費もほとんどいらぬのじやないか、あるいは日当といふものをわけずに、それを一律にしようとするところに、どうも疑ひがあるのですが、それをもう一べん……

○吉岡政府委員 その点は一応表では一律にしております。が、具体的に府県へ配る数字を計算する際は、東京都は削つておきまして、神奈川県は金額はちよつとはつきり覚えておりませんが、それも減らしてあります。

○生田委員 事務所の費用のうち、五大都市と十万未満の都市と、行政区の重複のところがあるように思ふのですが、そういう点について……

○吉岡政府委員 五大都市の行政区のあるところにおきましては、大体市がやりまして、しかしながら五大都市の方の市役所でも、やはり啓蒙宣傳であります

すとか、選挙の結果の報告でありますとか、そういう仕事があるものであります。また選挙を執行するにつきますのいろ／＼な指導の費用、そういうものがあるものであります。従来費用を見ながら、やはり実際にどれくらいやつたらいかにということ、区と市の両方の金を合せたものをにらんでございまして、お話をしております。

○生田委員 質問すると際限なくいろいろありますが、しかしそこまかく言つてもしかたがないのですが、一体この選挙費用のことは、実は基準をきめた方がいいと思つておるのです。基準をきめなければ、ちよつと昨年のような争奪戦になつてしまふと思ふので、基準をきめたいと思ふ。ところがあつた数字で非常に食い違ひがあるのですが、これは何かの便法で、かりにこの法案を継続審議に取扱つておいて、参議院の選挙だけはこの基準を適用する。そして継続審議のうちにもつとこまかくよく調査をして、間違つてゐるところは修正するといふような方法はないものでございしますか、その点を……

○吉岡政府委員 この法律がきまりませんと、やはり今度の選挙につきまして、どうしても法律がない関係上陳情が多くなりまして、選挙を執行するにつけて、いろ／＼支障を生ずるのであります。従つてわれ／＼といたしましては、なるべく本会期中に御決定をいたしたいと考へております。

○生田委員 政府委員の御説明もございしますが、私は事案やれぬことではないと思ふのです。かりに昨年の選挙のときにどういふふうにおわけになり

ましたか、おわけになるときは、これまたかなり内規があつて、その内規によつて地方に割当てられたので、おしなべておわけになつたのじやないと思ふ。本年はこれだけでござるのではありませんから、この数字を委員会の意思なりとして、これでおやりになると、いろ／＼陳情がありまして、この範圍内からは一步も踏み出せない、こゝういふふうに御説明になれば、必ず出せないことはないと思ふのであります、その点はいかがですか。

○吉岡政府委員 今お話のようなことでやつても、やはり法律がきまつたのとは多少違つて来るのではないかと考へております。われ／＼の最初の氣持を申し上げますと、今度きめていただいて、もし不都合な点があれば、それはやはり法律を改正するということで行きたいというつもりでおつたのであります。

○生田委員 かりにただいま申し上げました通り、人口を基礎として、あるいは二百万とか百万とかいう大きな数字できめておるのでありますが、百万を上へ越すと、その下になるのでは、たいへんな差が出て来る。あすに迫つておる期間において、それをきめてくれということは、そこにむりが生ずるのではないかと思ふのです。またなお重ねてお聞きしたいのは、昨年の選挙のときには何か内規でもあつて、この程度は出す、この程度は府県に配分するといふような目安をお持ちになつておつたと思ふのですが、それはどういふふうには……

○吉岡政府委員 昨年の選挙の費用を配ります際は、やはり一定のいろ／＼な標準をとりまして、それによつて府

県へ配つて、府県内の市町村へ行く分は、府県が判断して、適當な基準をとつて配るような方法をとりました。

○生田委員 その基準の内容を大ざつばなものでよろしいから、あるいは有権者数にかけたとか、あるいは幅によつてつけたとかいふようなことがあると思ふのですが、ごく簡単なことでよろしいから……

○中島委員長 本案に対する質疑はこの程度にいたしたいと思ひます。次会は明日の午後一時より開会することにいたします。議題は本案並びに閉会中審査に関する件であります。

○大石(三)委員 委員長ちよつと……萩田さんと奥野さんは、未だ地方税法をわれ／＼が審議最中に、もはや大蔵省の方の協会から、定価二百円で地方税法の決定版を発売してあります。まだ地方税法は参議院も通過して

おらない、審議中のものであります。それにもかかわらず、こゝういふふうな本を出しておるといふことは、われわれ代議士を無視し、国会を無視してあります。ゆゑに萩田、奥野両氏を呼んでいただきたい。

○中島委員長 御希望の通り出席を要求します。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

〔参照〕
地方自治法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
諸願に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕